

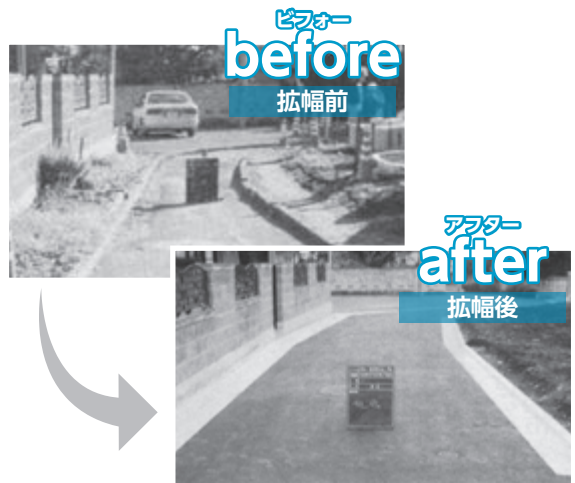
狭い道路を広げて もっと快適な毎日を

ID 1005902

ご協力ください 狭い道路拡幅整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。
本市では、市民の皆さんが住宅新築などの際に、道路を整備して安心して暮らせるまちづくりを進めています。

☎建築指導課 ☎(632)2557



「狭い道路」のココが問題

- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど、生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通が不便

そこで本市では/
住宅などを建築する際に狭い道路を広げ
安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭い道路拡幅整備

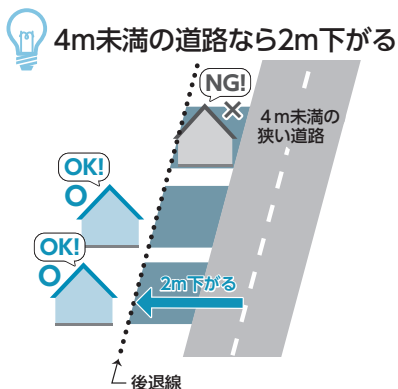
建築主や土地所有者から、後退した部分(後退用地)を寄付または貸借していただき、本市が整備して道路を広げています。

こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狭い道路の前には家を建てられないの？

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます(※1~3)。



Q 狭い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

報奨金などの特典があります

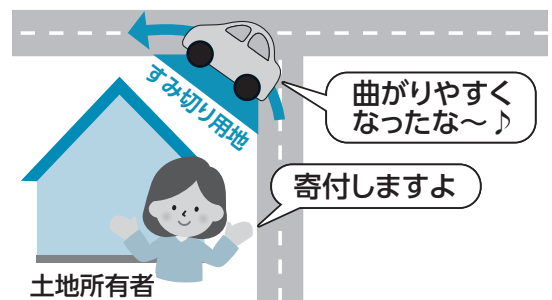
■後退用地を寄付していただいた場合

- ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
- ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します(1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円)。
- ただし、寄付要件がありますので、ご相談ください。
- ▼助成金や報奨金など、詳しくは、建築指導課 ☎(632)2557へお問い合わせください。

■後退用地の使用に同意していただいた場合

- ▼後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

💡すみ切り用地寄付により通行が快適に



トピック TOPIC

市内の道路の破損箇所などをスマートフォンなどで通報できます 市民通報システム「宮ココ」

ID 1026639

☎道路保全課 ☎(632)2512

道路・河川・公園など施設の損傷・異常、ごみの不法投棄、危険な建築物などを見つけたら、24時間365日通報できるシステムです。スマートフォンなどを使って、誰でも簡単に操作できます。なお、通報の際は通報箇所の地図上の位置の確認をお願いします。詳しくは、市☎をご覧ください。

通報はこちらから



▲宮ココ URL

URL <https://post.utsunomiya.machi-info.jp/post>

19 ※1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している敷地の場合。
 ※2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただきます。
 ※3 幅4m未満の道路で、片側が川や崖などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります。